

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成30年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	3

規 則

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第57号

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式注2中「装薬銃」を「装薬銃（銃器を使用した止めさしを含む。）」に改め、同様式別紙2中

「 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合は、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている許可に係る許可証の写し（麻醉銃を使用する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含みます。）」

を
「 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合は、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている許可に係る許可証の写し（麻醉銃を使用する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含みます。）

捕獲従事者名簿で事業従事者が10人以上であることを確認することができない場合は事業従事者名簿（別紙2）

捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人確認書類の写し」

に改め、同様式別紙2（添付書類6）中「に規定する認定」を

「（同令第19条の11第5項において準用する場合を含む。）に規定する認定（認定の変更）」に改め、同様式別紙2を同様式別紙

3とし、同様式別紙1の次に次の1様式を加える。

3 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>